

魚津市告示第128号

魚津市土木設計業務等標準委託契約約款の一部改正について
魚津市土木設計業務等標準委託契約約款（平成24年魚津市告示第30号）の
一部を次のように改正する。

令和8年5月8日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条・第2条 (略) (業務工程表の提出)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後<u>14日</u>以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4条－第22条 (略) (履行期間の変更方法)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u> (委託料の変更方法等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第25条－第58条 (略) (注) (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略) (業務工程表の提出)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後<u>7日</u>以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4条－第22条 (略) (履行期間の変更方法)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委託料の変更方法等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第25条－第58条 (略) (注) (略)</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。